

取引証拠金等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第73条の34の規定に基づき、先物・オプション取引に係る取引証拠金及び支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「先物取引」とは、国債証券先物取引又は指数先物取引をいう。

2 この規則において「オプション取引」とは、有価証券オプション取引（業務方法書第3条第2項第3号に掲げるものをいう。）、国債証券先物オプション取引又は指数オプション取引をいう。

3 この規則において「指定市場開設者」とは、業務方法書第3条第2項第3号から第7号までの指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。

4 この規則において「取引参加者」とは、指定市場開設者の取引参加者及び会員をいう。

5 この規則において「先物・オプション取引に係る債務」とは、先物・オプション取引の決済に係る金銭の支払債務、国債証券先物取引における受渡決済及び有価証券オプション取引における権利行使による決済に係る有価証券の引渡債務並びにその他の先物・オプション取引に関して負担すべき債務をいう。

6 この規則において「取次者」とは、取引参加者に先物・オプション取引の委託をした顧客が、金融商品取引業者又は登録金融機関である場合であって、当該委託が取引参加者に対する先物・オプション取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。

7 この規則において「申込者」とは、取次者に委託の取次ぎの申込みをした者をいう。

8 この規則において「SPAN」とは、Chicago Mercantile Exchangeが開発した証拠金計算方法であるSPANをいう。

9 この規則において「清算参加者」とは、業務方法書第5条第1項に規定する清算参加者をいう。

10 この規則において「非清算参加者」とは、業務方法書第10条に規定する非清算参加者をいう。

11 この規則において「指定清算参加者」とは、業務方法書第10条に規定する指定清算参加者をいう。

- 1 2 この規則において「支払不能等による債務引受停止」とは、業務方法書第29条第1項の規定に基づく債務の引受けの停止（同第29条の3の規定に基づくポジション保有状況の改善指示に違反したことによるものに限る。）又は同第76条第5項の規定に基づく債務の引受けの停止の措置をいう。
- 1 3 この規則において「支払不能等による売買停止等」とは、指定市場開設者による有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置（指定市場開設者が取引参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことによるものに限る。）又は業務方法書第29条第1項の規定に基づく債務の引受けの停止（同第29条の3の規定に基づくポジション保有状況の改善指示に違反したことによるものに限る。）若しくは同第76条第5項の規定に基づく債務の引受けの停止が行われた場合の指定市場開設者による有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置をいう。

第2章 取引証拠金

第1節 通則

（取引証拠金の目的）

第3条 取引証拠金は、この規則で定めるところにより、清算参加者が当社に対して支払い若しくは引き渡すべき先物・オプション取引に係る債務、非清算参加者が清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき先物・オプション取引に係る債務又は顧客が取引参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務（顧客が取次者である場合は、申込者が顧客に対して負担する先物・オプション取引に係る債務を含む。）の履行を確保するためのものとする。

- 2 当社、清算参加者、非清算参加者又は取次者である顧客は、前項に規定する債務につき不履行が発生した場合には、取引証拠金に対する権利を行使し、当該債務の弁済に充当することができる。

（取引参加者の自己分の取引証拠金所要額）

第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のSPAN証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 自己分のSPAN証拠金額

先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による建玉について、SPANにより計算した証拠金額をいう。

(2) 自己分のネット・オプション価値の総額

次のa又はbに掲げる自己分の買オプション価値の総額から自己分の売オプション価値の総額を差し引いて得た額をいう。

a 自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)から(c)までに定めるところにより算出した額の合計額とする。

(a) 有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による買超数量(買建玉が売建玉を上回るときの買建玉と売建玉の差引数量をいう。以下同じ。)にその日の当該銘柄の清算値段(第7条に規定する清算値段をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位(指定市場開設者が対象有価証券の売買について権利落の期日を定めた場合において、当該権利落の期日以降の日における有価証券オプション取引の対象となる有価証券オプションに係る銘柄であるときは、対象有価証券の売買単位に指定市場開設者の定める数値を乗じて算出した数量。以下同じ。)を乗じて算出した額

(b) 国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による買超数量にその取引日の当該銘柄の清算値段を乗じて得た額に、国債証券先物オプション1単位の権利行使により成立する国債証券先物取引の額面金額の100分の1を乗じて算出した額

(c) 指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による買超数量にその取引日の当該銘柄の清算値段を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引基準額(指数オプション取引において、権利行使に伴い授受する金銭の額を算出するため権利行使価格と現実の指数との差に乗すべき額として指定市場開設者の定める取引基準額をいう。以下同じ。)を乗じて算出した額

b 自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)から(c)までに定めるところにより算出した額の合計額とする。

(a) 有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量(売建玉が買建玉を上回るときの売建玉と買建玉の差引数量をいう。以下同じ。)にその日の当該銘柄の清算値段を乗じて得た額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位を乗じて算出した額

(b) 国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量にその取引日の当該銘柄の清算値段を乗じて得た額に、国債証券先物オ

プシオン1単位の権利行使により成立する国債証券先物取引の額面金額の100分の1を乗じて算出した額

(c) 指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量にその取引日の当該銘柄の清算値段を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引基準額を乗じて算出した額

(顧客の証拠金所要額)

第5条 前条の規定は、顧客の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所要額」と、「自己分のSPAN証拠金額」とあるのは「顧客のSPAN証拠金額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは、「顧客のネット・オプション価値の総額」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該顧客の委託に基づく」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「顧客の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」と読み替えるものとする。

(SPANパラメーター)

第6条 SPANにより証拠金を計算するために必要な変数等は、当社が定める。

(オプション取引に係る清算値段)

第7条 当社は、オプション取引の各銘柄について、指定市場開設者が定める当該各銘柄の取引開始日から権利行使日(国債証券先物オプション取引にあっては、権利行使期間満了の日)の前日までの間、取引日ごとに(有価証券オプション取引にあっては、毎日)、当社の定めるところにより、清算値段を定める。

(代用有価証券)

第8条 取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券に関する事項は、別表に定める。

2 前項の規定のほか、取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券に関する事項については、当社が定める。

第2節 清算参加者の取引証拠金

(自己分の取引証拠金の預託)

第9条 清算参加者は、自己の計算による先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、第4条に規定する自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の預託)

第10条 清算参加者は、顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、第25条第2項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、当社に預託しなければならない。

(委託分の取引証拠金の預託)

第11条 清算参加者は、顧客が差し入れた取引証拠金の全部を、当該顧客の代理人として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算参加者は、顧客が取引証拠金を差し入れた日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日までの間においては、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額(取引証拠金の預託を行う日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(別表第2項に規定する時価をいう。以下同じ。))により評価した額(当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。次項、第13条第2項及び第3項において同じ。)の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

3 清算参加者は、顧客が委託証拠金を預託した場合においては、当該顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

4 前3項の場合において、清算参加者は、各顧客が清算参加者取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格(取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価に別表第2項に定める率を乗じた額(当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を取

引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。第13条第4項において同じ。)により評価した額の合計額が第5条に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(取次者に係る取引証拠金の預託に関する特則)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、清算参加者は、顧客が清算参加者に差し入れた取引証拠金が申込者の代理人として差し入れたものである場合は、その全部を、当該申込者の代理人として当社に預託しなければならない。

(有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の預託)

第13条 清算参加者は、非清算参加者が差し入れた取引証拠金の全部を、当該非清算参加者又は当該非清算参加者の顧客の代理人として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算参加者は、非清算参加者が自己分の取引証拠金を差し入れた日の翌日(休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。)までの間においては、当該非清算参加者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

3 清算参加者は、非清算参加者が非清算参加者証拠金(取引証拠金のうち指定市場開設者の定める非清算参加者証拠金であるものをいう。以下同じ。)を預託した場合においては、当該非清算参加者が非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託するものとする。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

4 前3項の場合において、清算参加者は、各非清算参加者が清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が指定市場開設者が定めるところにより当該非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額に満たないときは、当該額から当該非清算参加者が差し入れた取引証拠金又は預託した非清算参加者証拠金を差し引いた

額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金のうち取次者に係る取引証拠金の預託に関する特則)

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、清算参加者は、非清算参加者が清算参加者に差し入れた取引証拠金が申込者の代理人として差し入れたものである場合は、その全部を、当該申込者の代理人として当社に預託しなければならない。

(取引証拠金の預託時限)

第15条 第9条から前条までの規定による取引証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日(有価証券オプション取引にあっては、売付けが成立した日)の翌日の正午までに行うものとする。

(自己分の取引証拠金の維持)

第16条 清算参加者は、自己分の取引証拠金として当社に預託されている金銭の額及び有価証券を代用価格(計算する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。))における時価に別表第2項に定める率を乗じた額(当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。次条、第18条第2項及び第19条第3項において同じ。)により評価した額の合計額が自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持)

第17条 清算参加者は、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第25条第2項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託し

なければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(委託分の取引証拠金の維持)

- 第18条 清算参加者は、第11条第1項から第3項まで又は第12条の規定により顧客に係る取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項、次条第1項において準用する第13条第2項及び第3項、次条第3項及び第24条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、第11条第1項から第3項まで又は第12条に準じて当社に追加預託しなければならない。
- 2 清算参加者は、各顧客が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第5条に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、第11条第4項に準じて当社に追加預託しなければならない。

(有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持)

- 第19条 清算参加者は、指定市場開設者の定めるところにより非清算参加者が当該清算参加者に差し入れるべき取引証拠金に不足額が生じた場合において、当該非清算参加者が当該不足額以上の額の取引証拠金を追加差入れしたときは、当該取引証拠金の全部を、不足額が生じた日の翌日の正午までに、第13条第1項から第3項まで又は第14条に準じて当社に追加預託しなければならない。
- 2 清算参加者は、第13条第2項（前項において準用する場合を含む。）及び同条第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により非清算参加者に係る取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額が、当該非清算参加者が自己分の取引証拠金として差し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、非清算参加者の自己分又は非清算参加者の委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、前項において準用する第13条第2項又は第3項に準じて当社に追加預託しなければならない。

- 3 清算参加者は、各非清算参加者が取引証拠金として差し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が指定市場開設者が定めるところにより当該非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額に満たないときは、その不足額以上の額を、取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、第13条第4項に準じて当社に追加預託しなければならない。

(取引証拠金の区分及び管理方法)

第20条 第9条から第14条まで及び第16条から前条までの取引証拠金の預託は、次の各号に掲げる取引証拠金に区分して行うものとする。

- (1) 清算参加者が自己の計算による先物・オプション取引につき当社に預託する取引証拠金(以下「清算参加者自己分の取引証拠金」という。)
- (2) 清算参加者が顧客の委託に基づく先物・オプション取引につき当社に預託する取引証拠金(以下「清算参加者委託分の取引証拠金」という。)のうち、顧客から当該清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの(次号に定める取引証拠金を除く。以下「清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)」という。)
- (3) 清算参加者委託分の取引証拠金のうち、申込者が顧客に取次証拠金を預託した場合において、当該顧客から清算参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの(以下「清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)」という。)
- (4) 清算参加者委託分の取引証拠金のうち、前2号に定めるもの以外のもの(以下「清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)」という。)
- (5) 指定清算参加者が、非清算参加者の自己の計算による先物・オプション取引につき当社に預託する取引証拠金(以下「非清算参加者自己分の取引証拠金」という。)のうち、当該非清算参加者から当該指定清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの(以下「非清算参加者自己分の取引証拠金(直接預託分)」という。)
- (6) 非清算参加者自己分の取引証拠金のうち、前号に定めるもの以外のもの(以下「非清算参加者自己分の取引証拠金(差換預託分)」という。)
- (7) 指定清算参加者が、非清算参加者の顧客の委託に基づく先物・オプション取引につき当社に預託する取引証拠金(以下「非清算参加者委託分の取引証拠金」という。)のうち、当該顧客から当該非清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの(次号に定める取引証拠金を除く。以下「非清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)」という。)

(8) 非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、申込者が顧客に取次証拠金を預託した場合において、当該顧客から非清算参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの（以下「非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」という。）

(9) 非清算参加者委託分の取引証拠金のうち前 2 号に定めるもの以外のもの（以下「非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」という。）

2 当社は、第 9 条から第 14 条まで及び第 16 条から前条までの規定により当社に預託される取引証拠金について、前項各号に規定する区分により管理を行うものとする。

(緊急取引証拠金の預託)

第 21 条 清算参加者は、国債証券先物取引又は指数先物取引の相場が午前立会（前日のイブニング・セッション（指定市場開設者の定めるイブニング・セッションをいう。以下同じ。）を含む。）において当社が定める基準を超えて変動した場合その他当社が必要と認めた場合において、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（前々日における時価に別表第 2 項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の 1 米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）により評価した額の合計額が次条に規定する緊急取引証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後 4 時まで当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

2 当社は、前項の規定により取引証拠金の預託を行わせる場合には、その旨を、その日の午前立会の終了後速やかに清算参加者に通知する。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の取引証拠金について準用する。

(緊急取引証拠金所要額)

第 22 条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第 4 条の規定中「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「その取引日（有価証券オプション取引にあっては、その日）の午前立会終了時における取引参加者の自己の計算による」と、「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

- a その取引日のイブニング・セッションの開始時から午前立会終了時までに行われた自己の計算による取引、顧客の委託に基づく取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引について、その約定値段（指数先物取引にあっては、約定指数）と緊急清算値段（指数先物取引にあっては、緊急清算指数。以下この号において同じ。）との差に相当する額
- b 前取引日の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉について、前取引日の清算値段（指数先物取引にあっては、清算指数）と緊急清算値段との差に相当する額

(3) オプション取引代金相当額

その取引日のイブニング・セッションの開始時から午前立会終了時まで（有価証券オプション取引にあっては、その日の午前立会終了時まで）に行われた自己の計算によるオプション取引、顧客の委託に基づくオプション取引、有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額とする。

(緊急清算値段及び緊急清算指数)

第23条 当社は、第21条第1項の規定により取引証拠金を預託させることとした場合は、当社の定めるところにより、緊急清算値段及び緊急清算指数を定める。

(取引証拠金に係る返還請求権)

第24条 当社に預託された清算参加者の各顧客に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該顧客により委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者顧客分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

清算参加者顧客分現預託合計額から当該顧客が清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 清算参加者

清算参加者顧客分現預託合計額から、前号に定める額及び当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

- 2 前項の規定にかかわらず、清算参加者の顧客が取次者である場合において当社に預託された各申込者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該申込者により清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金又は委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者申込者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該申込者

清算参加者申込者分現預託合計額から、当該申込者が当該顧客に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 当該顧客

清算参加者申込者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該顧客が清算参加者に対して負担する当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) 清算参加者

清算参加者申込者分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

- 3 第1項の規定にかかわらず、清算参加者の顧客が取次者である場合において当社に預託された各取次者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されてい

る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて委託証拠金として清算参加者に預託された額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者取次者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

清算参加者取次者分現預託合計額から当該顧客が清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 清算参加者

清算参加者取次者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第3号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

- 4 当社に預託された非清算参加者の各顧客に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該顧客により委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者顧客分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

非清算参加者顧客分現預託合計額から、当該顧客が非清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者顧客分現預託合計額から、前号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) 指定清算参加者

非清算参加者顧客分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

5 前項の規定にかかわらず、非清算参加者の顧客が取次者である場合において当社に預託された各申込者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該申込者により非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金又は委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入た取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者申込者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該申込者

非清算参加者申込者分現預託合計額から、当該申込者が当該顧客に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 当該顧客

非清算参加者申込者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該顧客が非清算参加者に対して負担する当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) 非清算参加者

非清算参加者申込者分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(4) 指定清算参加者

非清算参加者申込者分現預託合計額から、前3号に定める額及び当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

6 第4項の規定にかかわらず、非清算参加者の顧客が取次者である場合において当社に預託された各取次者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭

の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて、委託証拠金として非清算参加者に預託された額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者取次者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該顧客が非清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第3号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(3) 指定清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第4号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

- 7 当社に預託された各非清算参加者に係る非清算参加者自己分の取引証拠金及び非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者自己分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、非清算参加者自己分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該非清算参加者により取引証拠金として清算参加者に差し入れられている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち非清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）を超えて当社に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち非清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間に

おける当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。)を超えて非清算参加者証拠金として清算参加者に預託された額(以下この項において「非清算参加者分現預託合計額」という。)を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該非清算参加者

非清算参加者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべきすべての先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(第4項第2号、第5項第3号及び前項第2号の規定により控除された額を除く。)を控除した額

(2) 指定清算参加者

非清算参加者分現預託合計額から、前号に定める額及び指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(第4項第3号、第5項第4号及び前項第3号の規定により控除された額を除く。)を控除した額

- 8 当社に預託された各清算参加者に係る清算参加者自己分の取引証拠金及び清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者自己分の取引証拠金として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額(当該顧客が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。)を超えて当社に預託された額、非清算参加者自己分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該非清算参加者により取引証拠金として清算参加者に差し入れられている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該非清算参加者により非清算参加者証拠金として清算参加者に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額(以下この項において「清算参加者分現預託合計額」という。)を限度として、清算参加者が、清算参加者分現預託合計額から当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべきすべての先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(第1項第2号、第2項第3号、第3項第2号、第4項第3号、第5項第4号、第6項第3号及び前項第2号の規定により控除された額を除く。)を控除した額に相当する部分について有するものとする。

- 9 取引証拠金の返還請求権の行使は、次の各号に定める方法によるものとする。
- (1) 清算参加者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該返還請求権の行使である旨を当社に通告し、これを行行使するものとする。
 - (2) 非清算参加者の有する返還請求権は、指定清算参加者が当該非清算参加者の代理人としてこれを行行使するものとする。
 - (3) 取引参加者の顧客の有する返還請求権は、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合には、当該非清算参加者及びその指定清算参加者）が当該顧客の代理人としてこれを行行使するものとする。
 - (4) 申込者の有する返還請求権は、当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引を顧客から受託した取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合には、当該非清算参加者及びその指定清算参加者）が当該申込者の代理人としてこれを行行使するものとする。

（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の申告）

- 第25条 清算参加者は、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあっては、毎日）、次項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額を、当社が定める時限までに当社に申告するものとする。
- 2 委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額は、第5条に規定する各顧客の証拠金所要額及び指定市場開設者の定めるところにより非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額について合計した額とする。

（顧客の委託及び非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に関する事項の報告義務）

- 第26条 清算参加者は、顧客の委託に基づく建玉の数量その他顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉の数量その他有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に関する事項で当社が必要と認める事項について当社から報告を求められたときは、直ちに当該事項を記載した書面を当社に提出しなければならない。

第3章 支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等

第1節 未決済約定の取扱い

（清算参加者の自己の計算による未決済約定の取扱い）

第27条 当社は、支払不能等による債務引受停止を行った場合は、支払不能等による債務引受停止を受けた清算参加者の自己の計算による未決済約定（取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この章において同じ。）について、当社が指定する他の清算参加者をして転売若しくは買戻し又は権利行使を行わせることができるものとする。

2 前項の場合においては、当社が指定した他の清算参加者と支払不能等による債務引受停止を受けた清算参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

（清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の取扱い）

第28条 当社は、清算参加者が指定市場開設者から支払不能等による売買停止等を受けた場合は、当該指定市場開設者が行う措置の内容に応じて、当社と支払不能等による売買停止等を受けた清算参加者（以下「支払不能等清算参加者」という。）との間の未決済約定のうち当該清算参加者の顧客の委託に基づくものについて、他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

（有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定の取扱い）

第29条 当社は、非清算参加者が指定市場開設者から支払不能等による売買停止等を受けた場合は、当該指定市場開設者が行う措置の内容に応じて、当社と支払不能等による売買停止等を受けた非清算参加者の指定清算参加者との間の未決済約定のうち当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものについて、他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

2 指定清算参加者が支払不能等による債務引受停止を受けたことにより指定市場開設者から有価証券等清算取次ぎの委託の停止を受けた非清算参加者に対する措置として、当社と当該指定清算参加者との間の未決済約定のうち当該非清算参加者の未決済約定について、他の清算参加者への引継ぎ又は必要な整理を行わせる場合には、第24条第9項第2号の指定清算参加者の代理権は消滅するものとする。

第2節 清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱い

（委託分の取引証拠金の取扱い）

第30条 当社は、第28条の規定により支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の他の清算参加者への引継ぎ（以下「支払不能時の建玉の移管」という。）を行った場合（移管を受けた当該他の清算参加者を以下「支払不能時の移管先清算参加者」という。）には、支払不能等清算参加者が当社に預託していた当該顧客に係る委託

分の取引証拠金（第24条の規定により当該顧客又はその申込者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。）について、当該支払不能時の建玉の移管が行われた日に当該支払不能時の移管先清算参加者（指定市場開設者が定めた支払不能時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該支払不能時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者である支払不能時の移管先清算参加者）を代理人として、当社に預託したものとみなす。

2 前項の規定により当社に預託したものとみなされる当該顧客に係る委託分の取引証拠金のうち、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

(1) 顧客が支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額

(2) 支払不能等清算参加者が当社に預託していた清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）から、当該支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託していた有価証券を次条の規定により当社が換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

（差換預託分の取引証拠金等の換金）

第31条 指定市場開設者が支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく支払不能時の建玉の移管を行わせることとした場合には、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能等清算参加者及びその顧客と当社との間に委任契約が成立していたものとする。

2 前項の場合において、顧客が取次者であり、かつ、指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する先物・オプション取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客又は支払不能時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める顧客として定める者であるときは、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能等清算参加者、顧客及びその申込者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。

(差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例)

第32条 前条第1項の規定により当社が有価証券を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)は、支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

2 前条第2項の規定により当社が有価証券を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)は、支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として当社に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第33条 第30条第1項の規定により当社に預託したものとみなされる委託分の取引証拠金に係る顧客の返還請求権は、同項に規定する支払不能時の移管先清算参加者が代理人としてこれを行行使するものとする。

2 指定市場開設者が支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく支払不能時の建玉の移管を行わせることとした場合には、支払不能等清算参加者の顧客(支払不能時の建玉の移管を行った顧客を除く。)に係る委託分の取引証拠金の返還請求権は、当社に対し直接行使することができるものとする。この場合において、当該顧客に係る委託分の取引証拠金が清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されているときは、第30条第2項各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

3 当社は、前項の規定により、支払不能等清算参加者の顧客が委託分の取引証拠金の返還請求権を当社に対し直接行使する場合は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定める日以後において、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとする。

(1) 国債証券先物取引

当該顧客の委託に基づく未決済約定について、転売若しくは買戻し、最終決済又は受渡決済が行われた日

(2) 指数先物取引

当該顧客の委託に基づく未決済約定について、転売若しくは買戻し又は最終決済が行われた日

(3) 有価証券オプション取引及び指数オプション取引

当該顧客の委託に基づく未決済約定について、買戻しが行われた日又は権利行使日

(4) 国債証券先物オプション取引

当該顧客の委託に基づく未決済約定について、買戻しが行われた日又は権利行使の割当てを受けた日若しくは権利行使期間満了の日

- 4 前項の場合において、当該顧客に係る清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの返還請求を受けたときは、当社は金銭により返還するものとする。

(取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第34条 指定市場開設者が支払不能等清算参加者の顧客の申込者の委託の取次ぎに基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合において、取次者が指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する先物・オプション取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客又は支払不能時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める顧客として定める者であるときは、当該取次者の申込者は、前条第3項各号に定める日以後に、当該取次者が指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する先物・オプション取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客又は支払不能時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める顧客として定める者である旨及び当該申込者が有する返還請求権の額を当社に通告し、当社に対し委託分の取引証拠金の返還請求権の直接行使に関する承諾を求められることができるものとする。

- 2 前項の場合において、当社は、支払不能等清算参加者に対し当社が必要と認める書面の提出を求めることにより、当該通告事項の内容を確認するものとする。

- 3 当社は、前項の確認を行った場合は、当該返還請求権の直接行使に関する承諾を行うものとする。

- 4 第1項の場合において、当該申込者に係る委託分の取引証拠金（当該申込者からの直接預託分の取引証拠金として当社に預託されているものを除く。）に対する返還請求権は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

(1) 顧客の申込者が顧客に取次証拠金として又は支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額（指定市場開設者が支払不能等による売買停止等を行った日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を当該支払不能等による売買停止等を行った日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨を換算した額）をいう。以下この項において同じ。）の合計額に相当する額

(2) 次のa及びbに掲げる額の合計額を、当該顧客の各申込者が当該顧客に取次証拠金として預託した又は委託証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

a 第32条第1項に規定する清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)の額を、各顧客が支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額(当該支払不能等清算参加者が顧客から差し入れられた取引証拠金を当社に預託するまでの間における当該取引証拠金として差し入れられた金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。)に応じてあん分した額

b 第32条第2項に規定する清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)の額

5 当社は、前項の返還請求を受けた場合は、直接預託分の取引証拠金に係るものを除き、金銭により返還するものとする。

(支払不能時に移管された建玉に係る取引証拠金の返戻等)

第35条 支払不能時の移管先清算参加者は、第30条第1項の規定により当社に預託したものとみなされた取引証拠金の返戻を受けようとする場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告しなければならない。

第3節 非清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱い

(委託分の取引証拠金の取扱い)

第36条 第30条から前条までの規定は、非清算参加者が指定市場開設者から支払不能等による売買停止等を受けた場合の当該非清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱いについて準用する。この場合において、「第28条」とあるのは、「第29条」と、「支払不能等清算参加者」とあるのは、「支払不能等による売買停止等を受けた非清算参加者」と、「清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)」とあるのは、「非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)」と、「転売若しくは買戻し若しくは権利行使」とあるのは、「転売、買戻し若しくは権利行使の委託」と、「及びその顧客」とあるのは、「の指定清算参加者、支払不能等による売買停止等を受けた非清算参加者及びその顧客」と、「顧客が取次者であり、かつ、指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する先物・オプション取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客又は支払不能時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める顧客」とあるのは、「顧客が取次者であり、かつ、指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する先物・オプション取

引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客」と、「清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」とあるのは、「非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」と、「顧客及びその申込者」とあるのは、「の指定清算参加者、支払不能等による売買停止等を受けた非清算参加者、顧客及びその申込者」と読み替えるものとする。

第4節 雑則

（支払不能時の建玉の移管等に伴うその他の取扱い）

第37条 第27条から前条までに定めるもののほか、支払不能時の建玉の移管等に必要な事項は、当社がその都度定める。

第4章 雑則

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第38条 先物・オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した取引参加者を当該先物・オプション取引の取次ぎを行う者とみなして、第2章及び第3章の規定を適用する。

（取引証拠金及び未決済約定の取扱い等に関する必要事項の決定）

第39条 当社は、この規則に定める事項のほか、先物・オプション取引に係る取引証拠金及び支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

（改正権限）

第40条 この規則の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この規則は、平成16年2月2日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、当社が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券の時価評価額又は代用価格の計算に施行日前の時価を使用する場合における当該時価は、改正後の別表第2項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄（施行日に株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。）に関する別表第3項の規定の適用については、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における当該銘柄の売買高を株式会社ジャスダック証券取引所における当該銘柄の売買高とみなす。

（注）第1項の「当社が定める日」は平成16年12月13日。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年1月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年3月23日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年9月28日から施行する。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成21年10月5日。

付 則

この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。

別表

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

- 1 取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券の代用価格は、当該代用有価証券の差入日又は預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における時価に当社の定める率を乗じた額（委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券の代用価格にあっては、当社の定める率を乗じた額を超えない額）とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。
- 2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

| 有価証券の種類 | | 時価 | 時価に乗すべき率 |
|---------|--|-------------------------|--|
| 国債証券 | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | <p>(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> |
| | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) | <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の98</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の88</p> |

| | | | |
|---|--|-------------------------|---|
| 政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券（注3） | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の91 |
| | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） | |
| アメリカ合衆国財務省証券 | | ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場 | (1) 残存期間1年以内のもの 100分の84 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の84 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の84 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の82 |
| 地方債証券（注3） | 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの | 当該売買参考統計値のうち平均値 | (1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の91 |
| | 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの | 金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>特殊債券（政府保証債券を除く。） （注4）</p> <p>社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3） （注4）</p> | <p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p> <hr/> <p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p> | <p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> <hr/> <p>金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）</p> | <p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の96</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の95</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の93</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の90</p> |
| <p>円貨建外国債券 （金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3） （注4）</p> | <p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p> <hr/> <p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p> | <p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> <hr/> <p>金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）</p> | <p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の82</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の81</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の80</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の78</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の76</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の75</p> |
| <p>公社債投資信託の受益証券</p> | <p>社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</p> | <p>当該時価</p> | <p>100分の85</p> |
| <p>転換社債型新株予約権付社債券（注3）（注5）</p> <p>交換社債券（注3）</p> | <p>国内の金融商品取引所に上場されているもの</p> | <p>金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）</p> | <p>100分の80</p> |

| | | | |
|---|---|---------------------------------|---------|
| 株券 優先出資証券 外国投資信託の受益証券 外国投資証券 受益証券発行信託の受益証券 外国受益証券発行信託の受益証券 | 国内の金融商品取引所に上場されているもの | 金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） | 100分の70 |
| 投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。） 投資証券 | 国内の金融商品取引所に上場されているもの 社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの | 金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） 当該時価 | |

- （注）1．複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当社が定める順位により選択した金融商品取引所とする。
- 2．最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。
- 3．発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。
- 4．特殊債券（政府保証債券を除く。）、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）及び円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）については、適格格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。）から取得している格付が全てA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、当社が適当と認めるものに限る。
- 5．転換社債型新株予約権付社債券については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。
- 3 前項の規定における当社が定める順位は、第一順位は、当該差入日又は預託日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日又は預託日の

前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各金融商品取引所の定める普通取引をいう。）に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とする。